

事 務 連 絡

令和 5 年 11 月 30 日

各 

都 県
政令指定都市
中 核 市

 保健衛生施設等整備費担当者 殿

関 東 信 越 厚 生 局

健康福祉部健康福祉課

令和 5 年度保健衛生施設等施設・設備整備費  
国庫補助協議の追加協議（施設第 3 次・設備第 4 次）について

平素より公衆衛生行政の推進にご尽力をいただき、御礼申し上げます。

標記については、本日付当局局長より提出を依頼したところですが、提出にあたっては、下記に留意の上、提出をお願いします。

記

1 整備計画書等の様式について

- (1) 整備計画内訳（施設整備事業のみ） ※電子媒体で提出  
別添 1 「R 5 年度\_整備計画内訳（施設）」のとおり。  
また、特記事項があれば、様式任意で併せて御提出ください。
- (2) 整備計画一覧（設備整備事業のみ） ※電子媒体で提出  
別添 2 「R 5 年度\_整備計画一覧（設備）」のとおり。
- (3) 整備計画書 ※電子媒体で提出  
別添 3 「R 5 年度\_整備計画書様式」（ZIP ファイル）のとおり。  
各施設の様式番号については、別添 4 「R 5 年度\_様式一覧」を参照してください。記載にあたっては、別添 5 「R 5 年度\_留意事項」を御確認ください。

## 2 提出方法について

1 (1) ~ (3) については、別添7「【重要】電子媒体の提出方法」を参考に、電子媒体で提出してください。押印を要する書類等については、紙媒体での郵送してください。1 (4) についても、電子媒体で提出してください。

なお、提出書類が大量に及ぶ場合は、郵送でも提出を求める場合もあります。

## 3 整備計画書等の提出期限等について

### 令和5年12月14日必着（厳守）

※ 提出期限に間に合わない場合は協議に応じることができませんので、期限厳守をお願いします。また、計画書提出期限後に必要に応じてヒアリングを実施するので御了知下さい。その場合、日程については別途連絡させていただきます。

## 4 留意事項

(1) 国庫補助所要額は、「保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫補助について」（昭和62年7月30日厚生省発健医第179号）の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」（令和5年6月30日最終改正）に基づき算出してください。

(2) 平成26年度補正予算で新設された「生活基盤施設耐震化等交付金（以下「交付金」という。）」において「保健衛生施設等の耐震化事業」も対象となっております。

交付金は補助金と異なり、施設毎に交付されるわけではなく、「〇〇県〇〇円」といった形で交付がされます。その交付された金額の中でどの事業（水道事業も含む）にどれだけ配分するかは都道府県の裁量となり、必ずしも要望どおりの金額が配分されるとは限りません。

一方、後述の(3)で記載のとおり、要望額が予算額を超える場合には、補助金で採択できない事業が生じる可能性があることから、上記を踏まえた上で、補助金で採択ができない場合に交付金での申請を希望する事業がございましたら、別添6「R5~9整備計画予定表」の「交付金」欄に「○」と記載いただくとともに、整備計画書に耐震改修や耐震性能を高めるための改築等耐震化工事である旨を記載いただきますようお願いいたします。

(3) 整備計画が予算額を超過した場合は、予算額の範囲内で交付するため、査定を行うこととなりますので御承知おきください。

(4) 施設整備事業の整備計画提出に当たっては、計画内容をよく精査し、後で計画を変更することのないよう調整願います。

また、設備整備事業においても同様に、整備計画提出後に計画を変更するこ

とのないように御注意ください。

計画変更には原則対応できませんが、提出時点で予見できないやむを得ぬ事情により変更が生じる場合は速やかに御連絡ください。

(5) 例年、提出書類に不備が散見され、照会や修正に時間を要しています。最低限チェックしていただきたい事項を以下に列挙しますので、整備計画書等の提出にあたっては十分ご確認いただき、また「【別紙】提出書類及びチェック表」も併せて御活用ください。

- ・ 様式に記載漏れがないか。
- ・ 様式に記載されている添付書類が漏れなく添付されているか。
- ・ 書類上の齟齬（見積書と様式上の金額が異なっている等）がないか。
- ・ 総事業費は補助対象となる事業費の合計であるか（補助対象外の事業費は含めない）。
- ・ 単位（千円単位、円単位）に間違いはないか。
- ・ 金額に消費税が含まれているか。
- ・ 歳入歳出予算書に補助金にかかる収支が記載されているか。
- ・ 基準額以内の計画となっているか。
- ・ 施設整備計画で事業が複数年度にまたがる場合、事業の進捗率を可能な限り事業の実態と合うように算出されているか。

## 5 その他

(1) 内示前に事業着手した場合は、補助金交付の対象外となりますので御留意ください。

※ 契約の締結をもって事業着手とみなします。

(2) 令和5年度保健衛生施設等施設・設備整備費補助金の要望にあたり、補助事業者及び間接事業者共に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び保健衛生施設等施設・設備整備費交付要綱等を遵守し、申請書及び事業実績報告書の提出、消費税仕入控除の報告書の提出、確定に伴う超過交付額の返還等を遺漏なきようお願いいたします。

以上

担当

関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課健康係

安楽、藤村

TEL : 048-740-0734

FAX : 048-601-1332

MAIL: [anraku-shinya.80a@mhlw.go.jp](mailto:anraku-shinya.80a@mhlw.go.jp)

: [fujimura-misato@mhlw.go.jp](mailto:fujimura-misato@mhlw.go.jp)